

証券コード6835

2026年3月12日

(電子提供措置の開始日 2026年3月5日)

株 主 各 位

東京都品川区西五反田七丁目21番11号
アライドテレシスホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 サチエ オオシマ

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト	https://ir.at-global.com/stock05/	
東京証券取引所 ウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード(6835)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。	

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年3月26日(木曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日(金曜日)午前10時30分
(受付開始:午前10時)
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目5番7号
TOC有明 4階 EASTホールE-1
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第39期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. その他招集にあたっての決定事項

(1) 書面による議決権行使の場合

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(3) 代理人による議決権行使の場合

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。下記をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご欠席の場合

### 1 書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年3月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで有効

### 2 インターネットによる議決権の行使

詳細は次頁をご参照ください。



同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、又は議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスのうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年3月26日（木曜日）午後5時30分受付分まで有効

当日ご出席の場合

### 3 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2026年3月27日（金曜日）午前10時30分（受付開始 午前10時）

複数回行使された場合の  
議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合  
→インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合  
→最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



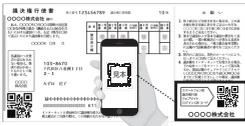
## インターネットによる事前の議決権行使



### スマートフォン等の場合 「スマート行使」

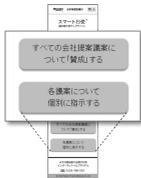
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右側の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



### パソコンの場合 (2回目以降のスマートフォン等の場合)

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力



「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力



「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

株主名簿管理人

みずほ信託銀行 証券代行部



0120-768-524

[ 受付時間 ]

年末年始を除く 9:00~21:00

### 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、事前に申し込むことにより、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1<br>再任   | Sachie Oshima<br>サチエ オオシマ<br>(1971年8月9日生) | 2004年1月 Allied Telesis, Inc. 取締役<br>2004年3月 当社取締役<br>2005年5月 Allied Telesis Capital Corp. 取締役<br>2007年2月 スタンフォード大学医学部特任准教授<br>2007年3月 当社取締役退任<br>2010年3月 当社取締役<br>2020年9月 当社代表取締役副会長<br>2022年10月 当社代表取締役会長兼社長(現任)<br>アライドテレシス(株)代表取締役会長<br>Allied Telesis, Inc. 取締役会長兼CEO(現任)<br>Allied Telesis Capital Corp. 取締役社長兼CEO(現任)<br>2023年3月 アライドテレシス(株)代表取締役社長(現任) | 一株            |
| 2<br>再任   | きむら しんいち<br>木村 進一<br>(1961年8月14日生)        | 1988年1月 当社入社<br>2004年7月 (株)アライドテレシス開発センター執行役員製品技術<br>本部長<br>2009年6月 当社執行役員CIO<br>2010年3月 当社代表取締役<br>2012年3月 アライドテレシス(株)代表取締役<br>2016年3月 当社及びアライドテレシス(株)代表取締役退任<br>2020年3月 アライドテレシス(株)シニアテクニカルアドバイザー<br>2023年3月 同社取締役上級副社長COO(現任)<br>2024年3月 当社取締役(現任)                                                                                                         | 128,000株      |
| 3<br>再任   | たかしま とらあき<br>高島 虎明<br>(1974年6月15日生)       | 2008年6月 Allied Telesis, Inc. 入社<br>2011年1月 同社チーフコントローラー<br>2014年4月 当社執行役員<br>2017年6月 当社上級執行役員ファイナンス本部長<br>2023年4月 当社専務執行役員<br>2024年3月 当社取締役CFO(現任)                                                                                                                                                                                                            | 一株            |

| 候補者番号   | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式数 |
|---------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4<br>再任 | Eu-Jin Lim<br>ユージン リム<br>(1968年5月13日生) | 1992年6月 Allied Telesis, Inc.入社<br>2006年6月 同社エンジニアリング及び製造部門エグゼクティブ・バイス・プレジデント<br>2010年2月 同社取締役社長兼COO<br>2010年3月 当社取締役<br>2014年3月 当社取締役退任<br>2014年4月 当社グループエンジニアリング及びオペレーション部門コンサルタント<br>2022年12月 当社グループ経営コンサルタント<br>2023年6月 Allied Telesis, Inc.社長<br>2024年3月 当社取締役COO(現任)<br>2025年4月 Allied Telesis Labs Ltd.取締役(現任)<br>Allied Telesis Wireless Ltd.取締役(現任) | 一株            |

- (注) 1. サチエオオシマ氏はアライドテレシス㈱の代表取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社の100%子会社であり、特別の利害関係はありません。
2. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の取締役に選任された場合も、引き続き当該保険契約の被保険者となります。当社は、本議案により選任された取締役の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。当該保険契約の内容の概要は事業報告（16頁）に記載のとおりです。

## 第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役及び当社グループ会社の従業員、取締役、監査役に対してストック・オプションとして新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を無償発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行は、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、確定金額報酬とは別に、その具体的な内容及び具体的な算定方法についても、併せてご承認をお願いするものであります。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の監査等委員でない取締役は4名（社外取締役を除く）、当社の監査等委員である取締役は3名となること、本新株予約権の割当数は、下記1. 記載の目的を勘案し、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対し22,500個、監査等委員である取締役に対し2,500個を上限といたします。

監査等委員でない取締役に対する割り当ては、会社の業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して取締役会で決定することといたします。当社は、事業報告4.(4)①記載のとおり監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めているところ、本議案は、当該方針に沿って監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容となっており、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役に対する割り当ては、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

1. 特に有利な条件により本新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社の従業員、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役及び当社グループ会社の従業員、取締役、監査役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる本新株予約権の数の上限

本総会の決議により割り当てることができる本新株予約権の数は50,000個を上限とする。また、本新株予約権を行使することにより交付される当社普通株式の数は5,000,000株を上限とし、下記4.(1)の規定に従い付与株式数が調整される場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

3. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

#### 4. 本新株予約権の内容

##### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。なお、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

##### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を決議した日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

① 割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

② 割当日後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \\ \text{既発行株式数} \times \text{払込金額} \\ \text{株式数} + 1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読

み替える。

- ③上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (3)本新株予約権を行使することができる期間  
付与決議日より3年を経過した日から当該決議日より10年間とする。
- (4)本新株予約権の行使の条件
  - ①本新株予約権者は、本新株予約権行使時において、当社の従業員、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役又は当社グループ会社の従業員、取締役、監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、当社又は当社グループ会社の申し入れによる辞任、退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
  - ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
  - ③本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
  - ④本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6)譲渡による本新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (7)本新株予約権の取得条項
  - ①当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ②本新株予約権者が上記(4)の本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (8)組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を

する場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

上記(4)に準じて決定する。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(5)に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨新株予約権の取得条項

上記(7)に準じて決定する。

(9)本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(10)本新株予約権の公正価額の算定方法

当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対する金銭でない報酬等の額の算定の前提となる本新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以 上

# 事業報告

(自 2025年1月1日  
至 2025年12月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2025年1月1日～2025年12月31日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復を背景に、通年を通して緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価上昇やエネルギー価格の高止まり、円安の継続などが個人消費の重荷となり、景気を持続性には懸念が残りました。

世界経済は、全体として回復の動きを維持したものの、主要国の金融政策の方向性をめぐる不確実性により市場が不安定となる局面がみられました。さらに、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の緊張などの地政学的リスク、米国の通商政策動向による国際貿易の先行き不透明感も相まって、世界経済を取り巻く環境は総じて不確実性の高い状況が続きました。

当社グループが属する情報通信機器業界は、生成AIの普及拡大に伴うデータトラフィック増加を背景に、国内外でデータセンター向けネットワーク機器の需要が引き続き堅調に推移しています。

国内では、自治体・教育分野におけるICT環境の更新需要が高まり、GIGAスクール構想の第2期となる「NEXT GIGA」に向けた設備更新が進展しつつあります。

海外市場においても、生成AIやクラウドサービスの拡大を背景に、データセンターの増設および高速・大容量通信インフラへの投資が継続しており、スイッチやルーターなど企業向けネットワーク機器の需要は堅調に推移しています。さらに、サイバー攻撃の高度化を受け、国内外の企業・自治体においてネットワーク境界防御の強化やゼロトラスト型セキュリティへの移行が進んでおり、ネットワークとセキュリティを一体で捉えた統合的な製品・サービス需要が高まっています。

このように、AI活用の高度化、教育ICTの更新需要に加え、サイバーセキュリティ対策の強化が進む中で、情報通信機器市場は総じて堅調な推移を続けております。

当連結会計年度の業績は、日本での売上が好調となったことから、売上高は499億50百万円(前連結会計年度比3.1%増)となりました。

利益面では、開発費の減少や組織再編による効率化により一部費用は抑制されましたが、米州およびEMEA地域における営業体制強化に伴い人件費が増加した結果、販売費及び一般管理費は増加しました。一方で、売上拡大により売上総利益が着実に伸長し、営業利益は42億28百万円(前連結会計年度比23.5%増)となりました。また、前期は外貨建て資産・負債の評価による為替差益4億97百万円を計上しましたが、今期は同要因による為替差損3億10百万円を計上しました。しかし、営業利益の増加がその影響を吸収し、経常利益は37億99百万円(前連結会計年度比1.9%増)となりました。一方、今期は前期に計上した固定資産売却益16億61百万円の寄与がなく、APAC地域で事業再編損73百万円を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は29億19百万円(前連結会計年度比18.9%減)となりました。

当連結会計年度における当社グループの所在地別セグメント売上高の概要は以下のとおりです。

■日本

日本では、顧客ニーズに対応した高付加価値の提案や大型案件の獲得が進み、売上は総じて堅調に推移しました。市場別では、自治体および教育分野での需要が特に拡大し、成長を牽引しました。製品別では、スイッチ製品群および無線LAN製品の販売が引き続き伸長し、売上増加に寄与しました。この結果、日本での売上高は332億22百万円（前連結会計年度比10.1%増）となりました。

■米州

米州では、米連邦政府向け売上が新政策を巡る不確実性や歳出制約、さらに年後半の政府機関閉鎖の影響を受け、減収となりました。一方、米軍基地における居住者向けインターネットサービスの売上は堅調に推移しました。製品別では、連邦政府への売上の減少に伴い、ネットワークインターフェースカードの売上が減少しました。この結果、米州全体での売上高は77億75百万円（前連結会計年度比11.0%減）となりました。

■EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）

EMEAでは、防衛関連需要の増加を背景に欧州主要国で売上が伸長しました。一方、スペインおよびイタリアでは政府予算の遅れや前期大型案件の反動で減収となったものの、他地域の増収が全体を下支えしました。製品別では、スイッチ製品群の売上が増加しました。この結果、EMEA全体での売上高は60億38百万円（前連結会計年度比1.1%増）となりました。

■APAC（アジア・オセアニア）

APACでは、インドを除く各国で進めた事業再編の影響も重なり、地域全体として減収傾向となりました。一方、ベトナム、シンガポール、オーストラリアでは営業活動の効率化や大型案件の獲得が寄与し、堅調に推移しました。製品別では、スイッチ製品群、無線LAN製品の売上が減少しました。この結果、APAC全体での売上高は29億12百万円（前連結会計年度比18.8%減）となりました。

（単位：百万円）

|                 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 前連結会計年度比 |
|-----------------|---------|---------|----------|
| 売上高             | 48,458  | 49,950  | 3.1%     |
| 日本              | 30,162  | 33,222  | 10.1%    |
| 米州              | 8,733   | 7,775   | △11.0%   |
| EMEA            | 5,975   | 6,038   | 1.1%     |
| APAC            | 3,587   | 2,912   | △18.8%   |
| 営業利益            | 3,424   | 4,228   | 23.5%    |
| 経常利益            | 3,727   | 3,799   | 1.9%     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3,601   | 2,919   | △18.9%   |

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、ネットワークサービスのためのインフラ設備、検証用の評価機材、開発用機器、生産・検査用設備および保守サービス用設備の取得など、総額5億54百万円の設備投資を行っております。

### (3) 資金調達状況

資金調達につきましては、金融機関からの借入れおよび市場からの直接調達など、資金需要ごとにより有利な方法で調達することとしております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが属する情報通信機器業界は、AI時代の到来とともに、ネットワークインフラへの要求が飛躍的に高まっております。生成AIやクラウドサービスの更なる普及によりネットワークの高性能化・低遅延化・セキュリティ強化が不可欠となる中、企業・自治体におけるゼロトラスト対応、サイバー攻撃の巧妙化への防御強化、運用管理の複雑化に伴うIT部門の負荷増大、人材不足の深刻化が進んでいます。こうした構造変化は、当社グループが提供するネットワーク製品・サービスへの需要拡大要因であると認識しております。

このような事業環境の下で競争力を維持・強化するためには、潜在ニーズを先取りした先端技術の獲得、研究開発の継続的な強化、AIを活用した運用効率化・自動化、そして顧客価値を最大化するソリューション提案力の向上がますます重要となります。

さらに、中期経営計画（2026-2028）では、AIネイティブ企業への進化、サプライチェーンの強靱化、Time to Marketの短縮、グローバル市場での競争力強化、人的資本投資によるエンジニア比率向上など、持続的成長に向けた基盤強化が重要課題として位置づけられております。当社グループは、これらの施策を着実に実行することで、構造変化の激しい市場において持続可能な成長を実現してまいります。

また、企業経営に求められる健全性・透明性は年々高まっております。当社グループは、コーポレートガバナンスのさらなる強化、コンプライアンス体制の徹底、財務情報および非財務情報を含む適時・適切な情報開示、リスクマネジメントの高度化を推進し、ステークホルダーからの信頼に継続して応えてまいります。

### (5) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第36期<br>(2022年12月期) | 第37期<br>(2023年12月期) | 第38期<br>(2024年12月期) | 第39期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年12月期) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 41,497              | 44,385              | 48,458              | 49,950                           |
| 営業利益 (百万円)                | 1,885               | 2,208               | 3,424               | 4,228                            |
| 経常利益 (百万円)                | 2,982               | 1,921               | 3,727               | 3,799                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (百万円) | 8,605               | 1,089               | 3,601               | 2,919                            |
| 1株当たり当期純利益金額 (円)          | 78.42               | 9.93                | 32.97               | 27.55                            |
| 総資産 (百万円)                 | 41,636              | 45,495              | 46,486              | 48,728                           |
| 純資産 (百万円)                 | 15,768              | 17,467              | 19,451              | 21,333                           |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 143.32              | 158.81              | 180.58              | 203.12                           |

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                 | 資本金          | 議決権比率  | 主要な事業内容             |
|---------------------|--------------|--------|---------------------|
| アライドテレシス株式会社        | 1,987<br>百万円 | 100.0% | ネットワーク関連機器の開発、販売、保守 |
| Allied Telesis Inc. | 18<br>千米ドル   | 94.8%  | ネットワーク関連機器の開発、販売    |

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

- ① ネットワーク関連機器の開発、製造、販売、保守及びコンサルティング
- ② コンピュータソフトウェア及び情報システムの開発、企画、製作、販売、保守及びコンサルティング
- ③ 上記①②に関連する工事の設計、施工、運用・管理、保守及びコンサルティング

## (8) 企業集団の主要拠点等（2025年12月31日現在）

| 当 社  | 本社：東京都品川区                                                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内拠点 | 北海道、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |
| 海外拠点 | アメリカ、メキシコ、イギリス、フランス、オランダ、スペイン、ドイツ、ルーマニア、イスラエル、アラブ首長国連邦、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、マレーシア、インド、ベトナム、インドネシア、中国、台湾                                        |

## (9) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門            | 使用人数         | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------|--------------|-------------|
| 情報通信・ネットワーク関連事業 | 1,856 (67) 名 | 23名減 (21名減) |
| 合 計             | 1,856 (67) 名 | 23名減 (21名減) |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 43 (－) 名 | 5名増 (－)   | 45.9歳 | 16年1か月 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (10) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

| 借入先                               | 借入額      |
|-----------------------------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行                         | 1,400百万円 |
| 株式会社三井住友銀行                        | 550百万円   |
| 株式会社三菱UFJ銀行                       | 550百万円   |
| 株式会社りそな銀行                         | 300百万円   |
| Resona Merchant Bank Asia Limited | 63百万円    |

### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 105,012,176株
- (3) 株主数 15,690名
- (4) 大株主

| 株主名                                             | 持株数(株)     | 持株比率(%) |
|-------------------------------------------------|------------|---------|
| OSHIMA GENERAL HOLDINGS NO.1, LLC               | 47,660,000 | 45.39   |
| 立花証券株式会社                                        | 6,761,100  | 6.44    |
| 横山 尚之                                           | 1,512,200  | 1.44    |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 960,046    | 0.91    |
| JPモルガン証券株式会社                                    | 798,198    | 0.76    |
| 野村證券株式会社                                        | 784,504    | 0.75    |
| BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT                   | 634,400    | 0.60    |
| アライドテレシスホールディングス従業員持株会                          | 551,900    | 0.53    |
| 楽天証券株式会社共有口                                     | 545,615    | 0.52    |
| 福永 嘉之                                           | 520,600    | 0.50    |

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2025年12月31日現在）

| 地位             | 氏名        | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                    |
|----------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>会長兼社長 | サチエ オオシマ  | アライドテレンス株式会社代表取締役社長<br>Allied Telesis, Inc. 取締役会長兼CEO<br>Allied Telesis Capital Corp. 取締役社長兼CEO |
| 取締役            | 木村 進一     | アライドテレンス株式会社取締役上級副社長COO                                                                         |
| 取締役 C F O      | 高島 虎明     | —                                                                                               |
| 取締役 C O O      | ユージン リム   | Allied Telesis Labs Ltd. 取締役<br>Allied Telesis Wireless Ltd. 取締役                                |
| 取締役<br>(監査等委員) | 井上 隆司     | 公認会計士<br>共栄会計事務所パートナー<br>株式会社ブロードバンドタワー取締役（監査等委員）<br>アライドテレンス株式会社社外監査役<br>HOUSE1株式会社取締役（監査等委員）  |
| 取締役<br>(監査等委員) | 石本 和昭     | 税理士<br>石本和昭税理士事務所所長                                                                             |
| 取締役<br>(監査等委員) | アッシュ バドワル | サンノゼ州立大学法倫理学教授                                                                                  |

- (注) 1. 取締役井上隆司及び石本和昭の各氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員である取締役の井上隆司及び石本和昭の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査等委員である取締役の井上隆司氏は公認会計士、同じく石本和昭氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして総務部所属の従業員が情報の収集を行うほか、内部統制システムを用いた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 上記に記載の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査等委員並びに子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った場合は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2025年11月1日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の報酬等の決定方針を以下のとおり決議しております。

##### a. 基本方針

当社の監査等委員でない取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るため株主利益との連動も意識した報酬体系とし、各取締役の職責及び適切なインセンティブ付与を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

各取締役の報酬等の内容の決定に際しては、下記bに基づく金銭報酬等としての基本報酬（固定報酬）及び賞与並びに下記cに基づく非金銭報酬等（株式報酬）としてのストック・オプションにより、上記の基本方針を踏まえた割合で構成することとします。

##### b. 金銭報酬等の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の金銭報酬等は、基本報酬としての月次の固定報酬のほか、特別な貢献等があった取締役に対して支給する賞与とします。

このうち基本報酬（固定報酬）に関しては、株主総会の決議により承認された金銭報酬等の範囲内で、会社の業績、当該取締役の担当職務及び貢献度等を総合的に勘案してその額を決定し、毎月支払うものとします。

賞与に関しては、支給対象となる取締役に特別な貢献等があった場合に、株主総会の決議により承認された金銭報酬等の範囲内で、当該貢献の内容等を総合的に勘案してその額を決定し、適切な時期に支給するものとします。

##### c. 非金銭報酬等（株式報酬）の内容及び額若しくは数又はその算定方法等の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の非金銭報酬等（株式報酬）はストック・オプションとし、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する取締役の意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより取締役の経営参画の意識を高める観点から、会社の業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案しつつ、株主総会の決議により承認された非金銭報酬等（株式報酬）の範囲内で、その内容及び額又は数を決定し、適当な時期に付与するものとします。

##### d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

監査等委員でない取締役の金銭報酬等（基本報酬（固定報酬）及び賞与）については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長兼社長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会の決議により承認された範囲内での各取締役の個別額の決定とします。

非金銭報酬等（株式報酬）の内容及び額または数については、取締役会の決議により決定します。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

##### ・監査等委員でない取締役の報酬限度額：

2019年3月28日開催の第32回定時株主総会において、年額7億円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は3名です。

##### ・監査等委員である取締役の報酬限度額：

2019年3月28日開催の第32回株主総会において、年額5,000万円以内と決議されております。当該総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当該事業年度の監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役会長兼社長であるサチエオオシマ氏に一任しております。

委任をした理由は、会社の業績を勘案しつつ、各取締役の担当職務やその職務状況、貢献度等の評価を行うには、同人が適していると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

### ④ 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分        | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |         |        | 対象となる役員<br>の員数(人) |
|-------------|-----------------|-----------------|---------|--------|-------------------|
|             |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                   |
| 監査等委員でない取締役 | 213             | 213             | -       | -      | 5                 |
| (うち社外取締役)   | (-)             | (-)             | (-)     | (-)    | (-)               |
| 監査等委員である取締役 | 26              | 26              | -       | -      | 4                 |
| (うち社外取締役)   | (17)            | (17)            | (-)     | (-)    | (3)               |

(注) 1. 監査等委員でない取締役には、2025年3月27日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 監査等委員である取締役には、2025年3月27日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

「(1)取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分               | 氏名     | 活動状況                                                                                                 |
|------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 井上 隆 司 | 当事業年度に開催された取締役会6回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。<br>主に公認会計士としての専門的見地、企業監査の経験から、議案・審議全般について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 石本 和 昭 | 当事業年度に開催された取締役会6回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。<br>主に税理士としての専門的見地、企業監査の経験から、議案・審議全般について適宜、必要な発言を行っております。   |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づくみなし取締役会決議を85回実施しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      | 支払額      |
|--------------------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 53,000千円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 63,000千円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等及び過去の監査の実績を検討した結果、当該報酬等に同意しております。
2. 当社の連結子会社であるアライドテレシス株式会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するときは、監査等委員全員の同意に基づく解任、又は監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性・専門性及び監査活動の適切性・妥当性の評価等を勘案し、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、現時点で責任限定契約は締結しておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努めます。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業倫理規程」等のコンプライアンス体制に係る規程を全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。本件所管部署は総務部とし、同部署を中心に役職員への教育等を行い、その徹底を図る。

内部監査人は、代表取締役の指示に従い、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に報告するものとする。法令上疑義ある行為等については、使用者が直接に情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。また、グループ全体のコンプライアンス体制の運用評価及び整備・強化・有効性の維持・向上のために必要な諸施策を提言することを目的とする「統合コンプライアンス委員会」を設置する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。監査等委員でない取締役及び監査等委員は「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において諸規則の策定、研修の実施等を行うものとする。さらに、組織横断的なリスク状況の監視及び全社対応は、「統合コンプライアンス委員会」を中心に行うものとする。新たに生じた重大なリスクについては、速やかに対応する責任者となる取締役を定め、対応にあたるものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全役職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために、各部門の具体的目標及び「職務権限規程」に基づく効率的な目標達成のための方法を定める。業務担当取締役は、その進捗状況を定期的に取締役会に報告し、取締役会は、その内容を検討の上、改善を促すものとする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を与えるものとする。これには、グループ各社の取締役に對し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。総務部は、これらを横断的に推進し、管理する。

⑥子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る重要事項の当社への報告体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社が定める「グループ管理規程」に基づいて、子会社の業績、財務状況、重要な人事、その他重要な情報について取締役会は定期的な報告を受け、その状況に応じてリスク管理を行う。また、業務の効率性を確保する社内体制を整備する。

⑦監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は置かないものとする。ただし、監査等委員会は必要に応じて総務部長の了承を得た上で、総務部所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その使用人は、その命令に関して取締役及び総務部長の指揮命令を受けないものとする。当該使用人の人事評価及び懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

- ⑧当社及び子会社の取締役・使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法令に定める事項（会社法第357条）に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況を速やかに報告する。報告の方法は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との協議により決定する。なお、監査等委員会に前項の報告を行ったものに対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員が職務執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会と代表取締役、業務担当取締役等との間の定期的な意見交換会を設定する。また、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人から説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記(1)の業務の適正を確保するための体制については、「統合コンプライアンス委員会」を設置し、その実効性を確認することとしております。当事業年度に関しては「統合コンプライアンス委員会」を2回開催しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」及び「買収防衛策」については、特に定めておりません。

なお、株式の大量買付行為等のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、関係諸法令に従い適切な措置を講じてまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分に関する基本方針として、安定的かつ継続的な株主への利益還元を重要な経営課題と位置づけております。また、社会のニーズや技術動向を踏まえた研究開発を、将来の成長のために不可欠な投資と捉え、経営基盤の強化および財務体質の健全性の確保に努めております。

そのうえで、安定的な増配を目指す累進配当を基本とし、財務の健全性を確保しながら適切な株主還元を実施してまいります。なお、中期経営計画（2026-2028）においては、株主還元方針を以下のとおり強化することとしております。

- ・累進配当方針の着実な推進
- ・中間配当制度の導入
- ・機動的な自社株買いの継続
- ・株主優待制度の継続

### ①剰余金の配当

当期（2025年度）の配当金につきましては、1株当たり8円とさせていただきます。

また、次期（2026年度）につきましては、中間配当制度を導入し、1株当たり年間配当金9円（中間配当4円、期末配当5円）を予定しております。

### ②自己株式の取得等

当期中に2,703千株を489,790千円にて市場買付により取得いたしました。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	37,178,293	流 動 負 債	22,521,410
現金及び預金	17,029,080	支払手形及び買掛金	3,942,804
受取手形、売掛金及び契約資産	8,103,665	1年内返済予定の長期借入金	1,182,661
商品及び製品	6,453,500	リ ー ス 債 務	995,797
仕 掛 品	577,412	未 払 法 人 税 等	738,232
原材料及び貯蔵品	2,433,752	賞 与 引 当 金	637,559
そ の 他	2,697,639	契 約 負 債	11,791,370
貸倒引当金	△116,758	そ の 他	3,232,983
固 定 資 産	11,550,559	固 定 負 債	4,873,802
有形固定資産	7,000,820	長期借入金	1,833,626
建物及び構築物	2,575,340	リ ー ス 債 務	2,321,089
機械装置及び運搬具	636,943	繰延税金負債	22,021
工具、器具及び備品	765,662	退職給付に係る負債	440,046
土 地	1,447,460	そ の 他	257,018
使用権資産	1,561,555	負 債 合 計	27,395,212
建設仮勘定	13,857	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	206,934	株 主 資 本	18,633,458
そ の 他	206,934	資 本 金	10,019,161
投資その他の資産	4,342,804	利 益 剰 余 金	8,614,296
投資有価証券	1,892	その他の包括利益累計額	2,696,943
繰延税金資産	2,095,039	為替換算調整勘定	2,696,828
そ の 他	2,245,872	退職給付に係る調整累計額	115
資 産 合 計	48,728,852	非 支 配 株 主 持 分	3,237
		純 資 産 合 計	21,333,639
		負 債 純 資 産 合 計	48,728,852

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年1月1日
至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		49,950,064
売 上 原 価		20,674,603
売 上 総 利 益		29,275,460
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,046,704
営 業 利 益		4,228,756
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,721	
受 取 家 賃	37,599	
受 取 保 険 金	9,851	
そ の 他	19,997	79,170
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	188,743	
為 替 差 損	310,223	
そ の 他	9,228	508,195
経 常 利 益		3,799,731
特 別 損 失		
減 損 損 失	7,239	
事 業 再 編 損	73,697	80,936
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,718,794
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	967,260	
法 人 税 等 調 整 額	△170,465	796,795
当 期 純 利 益		2,921,999
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,166
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,919,832

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日
至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,019,161	7,030,611	△200,051	16,849,721
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△646,294		△646,294
親会社株主に帰属する当期純利益		2,919,832		2,919,832
自 己 株 式 の 取 得			△489,801	△489,801
自 己 株 式 の 消 却		△689,853	689,853	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	－	1,583,685	200,051	1,783,736
当 期 末 残 高	10,019,161	8,614,296	－	18,633,458

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,598,287	3,599	2,601,887	－	19,451,608
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△646,294
親会社株主に帰属する当期純利益					2,919,832
自 己 株 式 の 取 得					△489,801
自 己 株 式 の 消 却					－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	98,540	△3,483	95,056	3,237	98,294
連結会計年度中の変動額合計	98,540	△3,483	95,056	3,237	1,882,030
当 期 末 残 高	2,696,828	115	2,696,943	3,237	21,333,639

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 26社
主要な連結子会社名
・アライドテレシス株式会社
・Allied Telesis, Inc.

- (2) 非連結子会社の数
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社
該当事項はありません。

3. 連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Allied Telesis India Private Ltd.の決算日は3月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない 移動平均法による原価法によっております。
株式等
- ② デリバティブ 時価法によっております。
- ③ 棚卸資産
商品及び製品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）により、海外連結子会社は、定額法によっております。
- 主な耐用年数
- | | |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物 | (3年～38年) |
| 機械装置及び運搬具 | (4年～10年) |
| 工具、器具及び備品 | (2年～20年) |
- ② 無形固定資産 自社利用ソフトウェアは、社内における見込利用可能期間（3年又は5（リース資産を除く）年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 使用権資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準及び米国会計基準に基づき財務諸表を作成しており、それぞれ国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)及び米国会計基準第2016-02「リース」(以下「ASU第2016-02号」という。)を適用しております。IFRS第16号及びASU第2016-02号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により、発生の日翌連結会計年度から損益処理することとしております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
- ① 商品及び製品の販売
販売契約に基づいて商品又は製品を引渡す履行義務を負っており、引渡す一時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得した段階で履行義務が充足されると判断されることから、当該時点で収益を認識しております。
- ② 保守サービス
主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗に応じて収益を認識しております。
- ③ 導入支援サービス、及びこれに附随する製品販売
履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。
- ④ ファイナンス・リース取引
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (6) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益と

して処理しております。なお、海外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	金利スワップ	為替予約取引
(ヘッジ対象)	借入金の利息	外貨建金銭債権

③ ヘッジ方針

当社の市場リスク管理要領に基づき、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的に必要な範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性の評価は、原則としてヘッジ取引開始時点から有効性評価時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「流動資産」の「リース債権及びリース投資資産」(前連結会計年度 515,707千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取家賃」(前連結会計年度23,251千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

III. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,095,039千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性により判断しております。

一時差異等加減算前課税所得の見積りは、経営者によって承認された連結予算を基礎として経営環境等が当社グループの業績へ及ぼす影響等を勘案し、各社の回収可能と判断した見積可能期間で算定しております。その結果、将来回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額として取り崩しております。

当該連結予算について、売上高においては受注状況や商談金額、費用においては過去の実績及び人員計画等を勘案し、為替レートを想定した上で純利益を見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動及び為替変動等により見積りが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

13,970,868千円

2. 財務制限条項

当社の連結子会社は、金融機関とリース契約を締結しております。これらの契約には財務制限条項が付されており、抵触した場合、当社グループは借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。主な内容は次のとおりであります。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2,000,000千円以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益と連結のキャッシュ・フロー計算書上の減価償却費の合計が2期連続して損失とならないようにすること。

当該契約に基づく債務の当連結会計年度末残高は、リース債務（流動負債）409,891千円及びリース債務（固定負債）1,241,992千円であります。

V. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

主な場所	用途	種類	金額（千円）
オーストラリア	事業用資産	建物及び構築物	143
ニュージーランド	事業用資産	工具、器具及び備品	217
シンガポール共和国	事業用資産	工具、器具及び備品・使用権資産	2,817
インド共和国	事業用資産	工具、器具及び備品・その他（無形固定資産）	1,947
マレーシア	事業用資産	工具、器具及び備品	334
インドネシア共和国	事業用資産	工具、器具及び備品	809
ベトナム社会主義共和国	事業用資産	工具、器具及び備品	969
計			7,239

当社グループは、事業の地域別セグメントを基礎としてグルーピングを行っており、販売会社用資産については、地域単位でグルーピングを行っております。

また、本社、研究開発施設、自社工場等の独立してキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。

当連結会計年度において、当社グループの一部の事業用資産について、事業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みであることから、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（7,239千円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物143千円、工具、器具及び備品4,821千円、使用権資産1,840千円、その他（無形固定資産）434千円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は零として算定しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	109,731,545	—	4,719,369	105,012,176

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	2,015,802	2,703,567	4,719,369	—

(変動の事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

- ・自己株式の市場買付による増加 : 2,703,500株
- ・単元未満株式の買取請求による増加 : 67株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

- ・自己株式の消却による減少 : 4,719,369株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年2月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ①配当金の総額 646,294千円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 6.00円
- ④基準日 2024年12月31日
- ⑤効力発生日 2025年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年2月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ①配当金の総額 840,097千円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 8.00円
- ④基準日 2025年12月31日
- ⑤効力発生日 2026年3月28日

4. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入やリース取引）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その信用状況を定期的に把握する体制としています。

また、在外子会社の受取手形、売掛金及び契約資産は、為替リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、適宜先物為替予約を利用してヘッジをしております。

借入金及びリース債務については、営業取引及び設備投資等に係わる資金を短期及び長期の適切な配分により調達しております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約毎にデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規定に従い、取締役会の承認を得た市場リスク管理施策に基づき、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算出された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
受取手形、売掛金及び 契約資産	8,103,665		
貸倒引当金(※1)	△116,758		
受取手形、売掛金及び 契約資産	7,986,907	7,986,548	△358
資産計	7,986,907	7,986,548	△358
(1) 長期借入金(※2)	3,016,287	3,005,583	△10,704
(2) リース債務(※3)	3,316,886	3,347,703	30,816
負債計	6,333,174	6,353,287	20,112
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 受取手形、売掛金及び契約資産に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(※2) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めております。

(※3) 1年以内に期限が到来するリース債務を含めております。

(注1) 「現金及び預金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表価額(千円)
非上場株式	1,892

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)
現金及び預金	17,029,080	—
受取手形、売掛金及び契約資産	8,092,667	10,998

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超(千円)
長期借入金	1,182,661	1,833,626	—
リース債務	995,797	2,215,014	106,075

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	7,986,548	—	7,986,548
資産計	—	7,986,548	—	7,986,548
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	3,005,583	—	3,005,583
リース債務 (1年内返済予定を含む)	—	3,347,703	—	3,347,703
負債計	—	6,353,287	—	6,353,287

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産の時価については、期末日より決済期日が1年超の売掛金及び契約資産はリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率により割引いて算出する方法によっており、1年以内の受取手形、売掛金及び契約資産は短期間で決済されるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらは元利金の合計額を新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金は、当該金利スワップと一体とし

て処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算出する方法によっております。

VIII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	日本	米州	EMEA(注) 1	APAC(注) 2	
一時点で移転される財及びサービス	16,522,986	5,283,270	5,584,434	2,659,618	30,050,308
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	16,394,788	2,492,146	454,431	253,308	19,594,674
顧客との契約から生じる収益	32,917,774	7,775,416	6,038,866	2,912,926	49,644,983
その他の収益(注) 3	305,081	—	—	—	305,081
外部顧客への売上高	33,222,855	7,775,416	6,038,866	2,912,926	49,950,064

(注) 1. ヨーロッパ、中東及びアフリカ。

2. アジア・オセアニア。

3. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)の範囲に含まれるリース取引等による収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	9,240,778
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	7,473,696
契約資産 (期首残高)	373,746
契約資産 (期末残高)	629,969
契約負債 (期首残高)	10,748,344
契約負債 (期末残高)	11,791,370

契約資産は、導入支援サービス、及びこれに付随する製品販売において期末時点で履行義務の進捗により収益を認識しておりますが、未請求の代金に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、保守サービス契約に基づき顧客から受領した前受収益であり、翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,228,306千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	4,592,302
1年超2年以内	2,662,255
2年超3年以内	1,965,670
3年超	2,571,141
合計	11,791,370

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 203円12銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 27円55銭 |
- (算定の基礎)
- | | |
|------------------------|--------------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,919,832千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,919,832千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 106,000,001株 |

X. 重要な後発事象に関する注記

(事業譲渡)

当社は、2026年1月17日開催の取締役会において、当社の100%子会社であるAllied Telesis Capital Corp.のIPトリプルプレイ・サービス事業をWarrior Communications, Inc.に譲渡することを決議いたしました。

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

Warrior Communications, Inc.

② 分離した事業の内容

Allied Telesis Capital Corp.のIPトリプルプレイ・サービス事業

③ 事業分離を行った主な理由

当社子会社であるAllied Telesis Capital Corp.は長年にわたり米軍基地及びその周辺地域に住宅用・非住宅用ケーブルテレビ、インターネット及び電話サービスを提供してきました（当社グループでは、当該サービスを提供する事業をIPトリプルプレイ・サービス事業と称しています）。

しかし、顧客によるクラウド型電話サービスやストリーミングサービスへの移行に伴い、当社グループにおける当該事業の年間収益は減少傾向にあります。そして、当該事業は、米国関係当局との契約に基づいて実施されているところ、現行の契約が2028年4月に満了することから、当社グループとしては、米国関係当局との契約を更新又は延長することは企図せず、当該事業を譲渡し、その代金をコア事業への投資に充当することが、中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。

④ 事業譲渡の日程

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026年1月17日 |
| (2) 事業譲渡期日 | 2026年2月27日 |

⑤ 法的形式

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

⑥ その他

なお、本事業譲渡に関連して、米国関係当局との契約の契約当事者をAllied Telesis Capital Corp. から相手方に置き換えるために、米国関係当局に対して所定の契約更改手続を講じる必要があります。本事業譲渡にかかる契約上、相手方は、その締結日以降、所定の期間内に当該契約更改手続を完了する義務を負っており、これを履行できない場合、本事業譲渡は解除されることとなっています。

(2) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

米州セグメント

(ストック・オプション（新株予約権）の発行)

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして特に有利な条件をもって新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することについて決議いたしました。なお、この新株予約権の発行は、2025年3月27日開催の当社第38回定時株主総会の決議による当社取締役会への委任に基づき決議をしたものです。

1. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社の監査等委員でない取締役	4名	10,800個
当社の監査等委員である取締役	1名	800個
当社の従業員	1名	300個
当社子会社の取締役	3名	2,300個
当社子会社の従業員	5名	2,800個
合計	14名	17,000個

2. 募集新株予約権の総数

17,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,700,000株とし、下記5.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 募集新株予約権の割当日

2026年2月26日（以下「割当日」という。）

4. 募集新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

5. 募集新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とする。

なお、本新株予約権割当日後、当社が普通株式について株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を決議した日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）である376円とする。なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

①本新株予約権割当日後、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

②本新株予約権割当日後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で新株式の発行又は本新株予約権自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

③上記のほか、本新株予約権割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

2028年2月15日（日本時間）から2036年2月12日（日本時間）とする。

(4) 本新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権行使時において、当社の従業員、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役及び当社グループ会社の従業員、取締役、監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、当社又は当社グループ会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づく場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) 本新株予約権の取得条項
①当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ②本新株予約権者が上記(4)の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
- ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使の条件
上記(4)に準じて決定する。
- ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(5)に準じて決定する。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑨新株予約権の取得条項
上記(7)に準じて決定する。
- (9) 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- (10) 本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

(11) その他

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(12) 本新株予約権の公正価額の算定方法

当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対する金銭でない報酬等の額の算定の前提となる本新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,980,481	流 動 負 債	4,953,996
現金及び預金	12,775,013	1年内返済予定の長期借入金	1,119,255
売掛金	679,830	未払金	618,054
前払費用	93,307	買掛金	4,704
その他	519,617	未払費用	52,870
貸倒引当金	△87,287	未払法人税等	3,758
固 定 資 産	11,378,898	預り金	11,767
有形固定資産	160,538	関係会社立替債務	2,988,756
建物	89,552	賞与引当金	42,420
機械装置	984	その他	112,408
工具、器具及び備品	6,876	固 定 負 債	6,808,191
土地	63,125	長期借入金	1,833,626
無形固定資産	36,142	退職給付引当金	40,835
ソフトウェア	35,857	関係会社事業損失引当金	4,925,024
その他	285	資産除去債務	6,010
投資その他の資産	11,182,217	その他	2,696
投資有価証券	1,892	負 債 合 計	11,762,188
関係会社株式	10,744,891	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	94,012	株 主 資 本	13,597,191
関係会社長期未収入金	893,409	資 本 金	10,019,161
その他	341,421	資 本 剰 余 金	211,486
貸倒引当金	△893,409	資 本 準 備 金	211,486
		利 益 剰 余 金	3,366,543
		利 益 準 備 金	231,993
		その他利益剰余金	3,134,550
		繰越利益剰余金	3,134,550
資 産 合 計	25,359,380	純 資 産 合 計	13,597,191
		負 債 純 資 産 合 計	25,359,380

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年1月1日
至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
ロイヤリティー収入	5,223,953	
不動産賃貸収入	453,995	5,677,948
営業費用		
ロイヤリティー原価	15,010	
研究開発費	5,225,600	
不動産賃貸原価	377,705	
その他	728,065	6,346,381
営業損失		668,433
営業外収益		
受取利息	13,319	
受取配当金	2,652,026	
貸倒引当金戻入額	363,245	
その他	181,031	3,209,622
営業外費用		
支払利息	38,197	
関係会社事業損失引当金繰入額	598,376	
為替差損	122,021	
その他	3,892	762,487
経常利益		1,778,701
特別損失		
関係会社株式評価損	26,873	
関係会社貸倒損失	143,867	170,741
税引前当期純利益		1,607,960
法人税、住民税及び事業税	△301,205	
法人税等調整額	△79,987	△381,193
当期純利益		1,989,153

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日
至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	10,019,161	211,486	211,486
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	-
利 益 準 備 金 の 積 立	-	-	-
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-
自 己 株 式 の 消 却			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	10,019,161	211,486	211,486

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	167,363	2,546,174	2,713,538	△200,051	12,744,134
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	△646,294	△646,294	-	△646,294
利 益 準 備 金 の 積 立	64,629	△64,629	-	-	-
当 期 純 利 益		1,989,153	1,989,153		1,989,153
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△489,801	△489,801
自 己 株 式 の 消 却		△689,853	△689,853	689,853	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	64,629	588,376	653,005	200,051	853,056
当 期 末 残 高	231,993	3,134,550	3,366,543	-	13,597,191

	純資産合計
当 期 首 残 高	12,744,134
事 業 年 度 中 の 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△646,294
利 益 準 備 金 の 積 立	-
当 期 純 利 益	1,989,153
自 己 株 式 の 取 得	△489,801
自 己 株 式 の 消 却	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	853,056
当 期 末 残 高	13,597,191

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- | | | |
|--------|-----------|-----------|
| 主な耐用年数 | 建物 | (3年~38年) |
| | 構築物 | (10年~15年) |
| | 工具、器具及び備品 | (3年~20年) |
- (2) 無形固定資産 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(3年又は5年)に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により、発生の翌事業年度から損益処理することとしております。
- (4) 関係会社事業損失引当金
子会社に対する将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	金利スワップ	為替予約取引
(ヘッジ対象)	借入金の利息	外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

当社の市場リスク管理要領に基づき、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で必要な範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性の評価は、原則としてヘッジ取引開始時点から有効性評価時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) ロイヤリティ収入

当社の知的財産に関するライセンスを含む製品を販売することにより生じるロイヤリティ収入が生じています。ロイヤリティ収入は、ライセンス先の関係会社の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の関係会社において該当商品が販売された時点で収益を認識しています。

(2) 不動産収入

不動産収入は、関係会社に対する不動産賃貸に関わるものです。当該不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

7. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

II. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 94,012千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性により判断しております。

一時差異等加減算前課税所得の見積りは、経営者によって承認された連結予算を基礎として経営環境等が当社の業績へ及ぼす影響等を勘案し、回収可能と判断した見積可能期間で算定しております。その結果、将来回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額として取り崩しております。

当該連結予算について、売上高においては受注状況や商談金額、費用においては過去の実績及び人員計画等を勘案し、為替レートを想定した上で純利益を見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動及び為替変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		126,101千円
2. 保証債務		
Allied Telesis, Inc.		
リース契約に関する保証債務 (10,551千USD)		1,651,883千円
Allied Telesis International(Asia)Pte.Ltd.		
借入金に対する保証債務 (405千USD)		63,406千円
計		1,715,290千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)		
短期金銭債権		1,197,392千円
短期金銭債務		482,521千円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

ロイヤリティ収入	5,223,953千円
不動産賃貸収入	453,995千円
研究開発費	5,198,328千円
業務委託費	20,542千円
営業取引以外の収益	2,693,727千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,015,802	2,703,567	4,719,369	—

(変動の事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

- ・自己株式の市場買付による増加 : 2,703,500株
- ・単元未満株式の買取請求による増加 : 67株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

- ・自己株式の消却による減少 : 4,719,369株

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
試験研究費	32,951千円
繰越欠損金	289,868千円
投資有価証券評価損	16,095千円
貸倒引当金	309,105千円
関係会社事業損失引当金	1,550,704千円
関係会社株式評価損	4,221,280千円
賞与引当金	15,873千円
退職給付引当金	13,283千円
固定資産減損	40,753千円
その他	37,903千円
繰延税金資産 小計	6,527,821千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△289,868千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,143,939千円
繰延税金資産合計	94,012千円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	アライドテレスিস㈱	東京都 品川区	1,987,000 千円	ネットワーク関連機器 の開発、販売・保守	直接 100%	役員の兼任 ロイヤリティ受取 決済代行 不動産賃貸 不動産賃貸 開発委託	ロイヤリティ収入注1 決済代行注2 不動産賃貸収入注3 研究開発注4 受取配当金	4,980,620 14,449,137 453,995 635,459 1,753,000	売掛金 未収入金 関係会社借入金	608,703 396,666 2,988,756
	Allied Telesis, Inc.	San Jose U.S.A	18 千米ドル	ネットワーク関連機器 の開発、販売	直接 94.8%	役員の兼任 開発委託 債務保証	研究開発注4 債務保証注5	2,135,200 1,651,883	未払金	185,496
	Allied Telesis Capital Corp.	San Jose U.S.A	43,500 千米ドル	ネットワークサービス	直接 100%	役員の兼任	受取配当金	528,705	—	—
	Allied Telesis Labs Ltd.	Christchurch New Zealand	5,280 千ニュージーランドドル	ネットワーク関連機器 の開発	直接 100%	役員の兼任 開発委託	研究開発注4	1,928,697	未払金	255,173
	Allied Telesis (Thailand) Co., Ltd.	Thailand	10,000 千タイバーツ	ネットワーク関連機器 の販売	直接 100%	資金援助	債権放棄注7	143,867	—	—
	Allied Telesis (China) Ltd.	中国	20,678 千人民元	ネットワーク関連機器 の販売	直接 100%	—	—	—	関係会社 長期未収入金注6	893,409

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ロイヤリティ収入につきましては、子会社の販売価額を基準として合理的に決定しております。
2. 当社は、アライドテレスিস株式会社の売上代金の回収等及び仕入代金の支払等に関する包括的な決済代行を行っており、代理回収による入金額と代理支払による出金額の差額を取引金額として記載しております。
3. 不動産賃貸収入につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しています。
4. 研究開発費につきましては、子会社の原価を基準として合理的に決定しております。
5. 債務保証は、リース契約について当社が債務を保証したものであります。
6. 関係会社未収入金に対し、893,409千円の貸倒引当金を計上しております。
当該子会社の債務超過額に対し、407,397千円の関係会社事業損失引当金を計上しております。
7. 債権放棄は貸付金元本について行っております。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

連結注記表の「収益認識に関する注記」にて記載しているため、記載を省略しております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	129円48銭
2. 1株当たり当期純利益	18円77銭
(算定の基礎)	
当期純利益	1,989,153千円
普通株式に係る当期純利益	1,989,153千円
普通株式の期中平均株式数	106,000,001株

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

(ストック・オプション(新株予約権)の発行)

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

アライドテレシスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅井 則彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村山 拓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アライドテレシスホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドテレシスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

アライドテレシスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅井 則彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村山 拓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アライドテレシスホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

アライドテレシスホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 井上 隆 司 ㊟

監査等委員 石本 和 昭 ㊟

監査等委員 アッシュ パドワル ㊟

(注) 監査等委員 井上隆司及び石本和昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

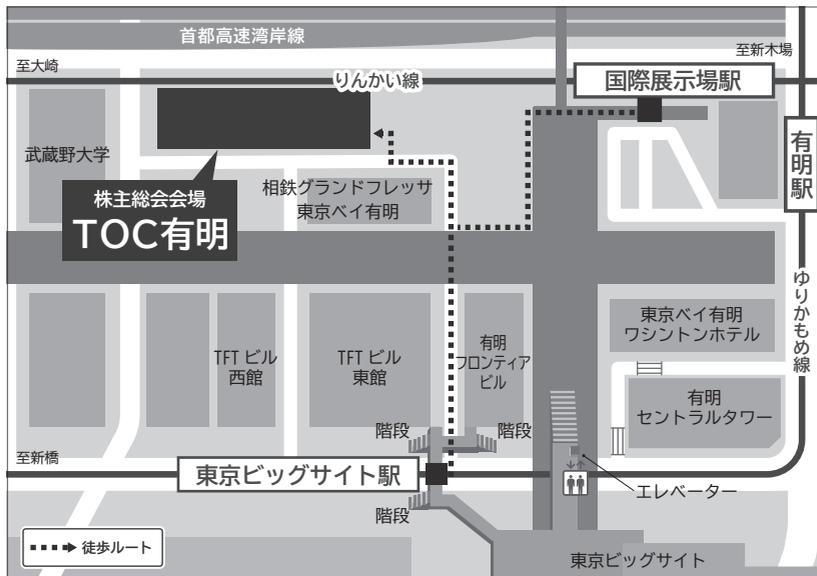
以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都江東区有明三丁目5番7号

TOC有明 4階 EASTホールE-1



交通

りんかい線

(東京臨海高速鉄道)

「国際展示場駅」下車、徒歩4分

ゆりかもめ線

「東京ビッグサイト駅」下車、徒歩5分